

2025 年 6 月 2 日
富国生命保険相互会社

給付金のお支払いに関するお取扱いの変更について

当社では、2025 年 7 月 1 日より、睡眠時無呼吸により入院された場合の給付金のお支払いおよびご請求手続きについて、以下のとおり変更することといたしましたので、お知らせいたします。

睡眠時無呼吸による入院には、睡眠時の気道を確保するための手術（口蓋扁桃摘出など）を実施する入院や CPAP（経鼻的持続陽圧呼吸）療法等の治療を実施する入院などの治療を目的とする入院の他に、「睡眠時の呼吸状態等の検査のみ」を目的とする入院もあります。この「睡眠時の呼吸状態等の検査」のみを目的とする入院は、睡眠時に実施する必要があるために入院を要するものであり、入院給付金等のお支払いの対象となる「治療を直接の目的とする入院」には該当いたしません。

このため、「睡眠時の呼吸状態の検査を目的として入院し、その結果、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかった場合」などは、入院給付金等のお支払いの対象外となります。

また、睡眠時無呼吸により入院された場合の給付金のご請求については、入院時の状況（実施した検査や治療の内容等）を確認させていただくために、医療機関発行の当社所定の診断書（睡眠時無呼吸専用）をご提出いただくお取扱いに変更することといたします。